

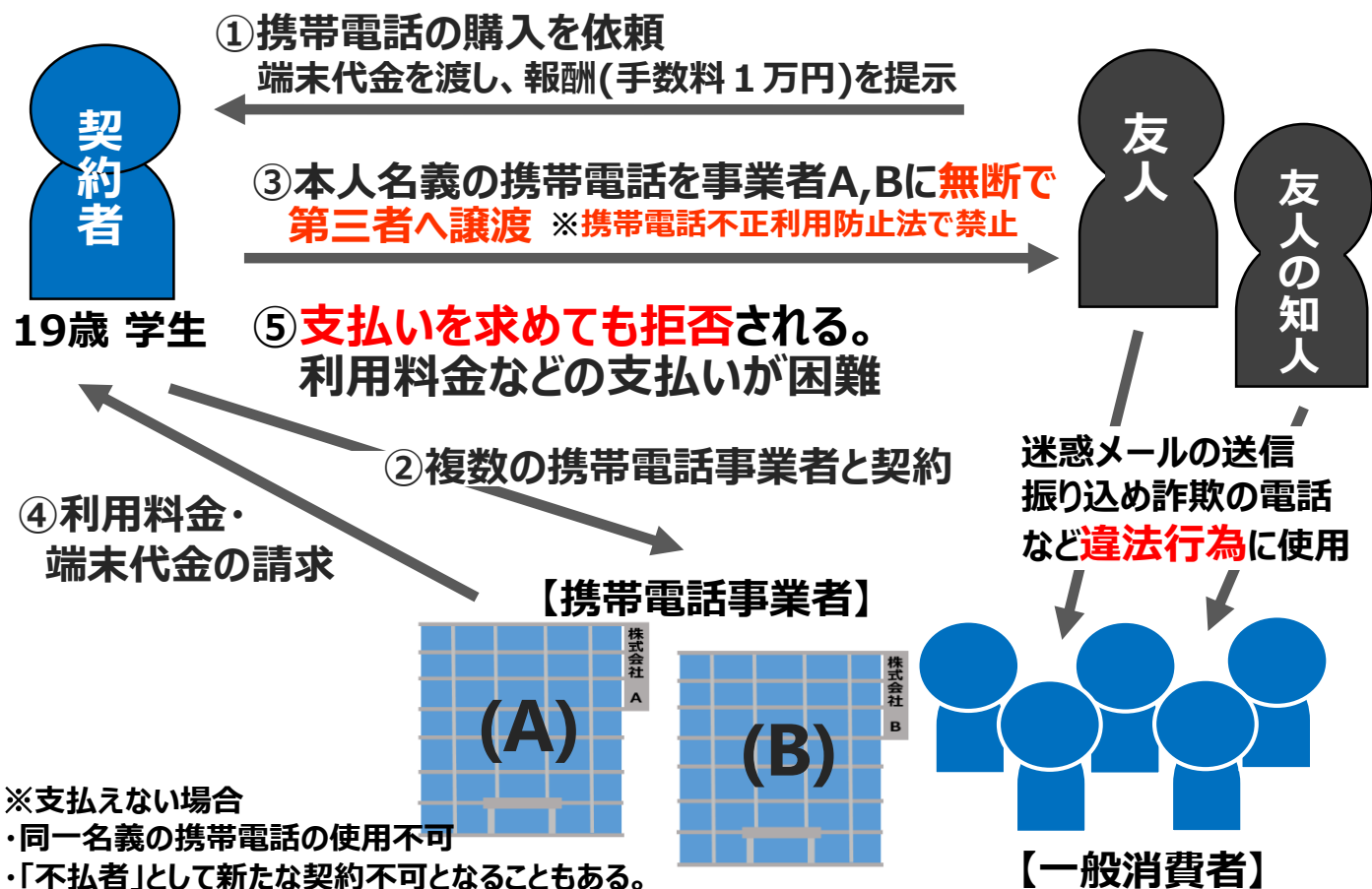
絶対にしてはいけない

携帯電話の名義貸し

気軽なアルバイトで契約したはずが・・・

アドバイス

- ・ 利用料金、端末代金、解約料は、**契約者**が支払わなければなりません。
- ・ あなた名義の携帯電話が犯罪に使用された場合は、**あなたもトラブルに巻き込まれる**おそれがあります。



大阪市にお住まいの方で、不安に思うようなことがあれば、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

●消費生活相談 専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方

(日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く) ※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

消費生活
相談窓口



メインキャラクターエルちゃん